

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成29年10月 6日
発信課	消防本部予防指導課
担当者	渡部 将司
連絡先	電 話 0166-25-1123
	F A X 0166-23-9966
	E-mail yoboshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	10月 15日 ~ 10月 31日
発表項目 (行事名)	平成29年秋の火災予防運動
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>これから空気が乾燥し、風が強くなるなど、火災が発生しやすくなる時季を迎えることから、10月15日(日)から10月31日(火)までの17日間、秋の火災予防運動を実施します。 (詳細については別紙1(実施要領)及び別紙2(期間中の行事計画)のとおり)</p> <p>運動の実施に先駆けまして、次のとおり消防訓練を実施します。</p> <p>日時 平成29年10月12日(木) 10時00分から10時30分まで 場所 旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	

旭 消 予 第 7 7 号
平成 2 9 年 1 0 月 6 日

各 報 道 機 関 様

旭 川 市 消 防 本 部
消 防 長 平 野 文 彦
(予 防 指 導 課 担 当)

平成 2 9 年 秋 の 火 災 予 防 運 動 に 関 す る 取 材 に つ い て (依 頼)

秋 冷 の 候 , ま す ま す 御 清 栄 の こ と と お 喜 び 申 し 上 げ ま す 。

日 頃 か ら , 本 市 消 防 行 政 の 推 進 に つ き ま し て 格 別 の 御 理 解 , 御 協 力 を い た だ き , 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す 。

さ て , こ れ か ら 暖 房 器 具 の 使 用 等 に よ り , 火 災 が 発 生 し や す く な る 時 季 を 迎 え る こ と か ら , 1 0 月 1 5 日 (日) か ら 1 0 月 3 1 日 (火) ま で の 1 7 日 間 , 秋 の 火 災 予 防 運 動 を **別 紙 1 (実 施 要 領)** 及 び **別 紙 2 (期 間 中 の 行 事 計 画)** の と お り 実 施 い た し ま す 。

つ き ま し て は , 同 運 動 及 び 期 間 中 の 実 施 行 事 の 取 材 , 報 道 に つ い て よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す 。

担 当 旭 川 市 消 防 本 部 予 防 指 導 課
滝 澤 ・ 渡 部
TEL 0166-25-1123
庁 内 内 線 5 9 5 3

平成 29 年 秋の火災予防運動実施要領

1 目 的

暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、地域住民の皆様に対する火災予防思想の普及を推進し、火災及び火災による死者の発生の低減化を図るとともに、住宅用火災警報器の普及促進及び維持管理等、乾燥時及び強風時の火災発生防止対策、放火火災防止対策、特定防火対象物における火災予防対策等について、地域住民及び関係機関に広く周知させることを目的として実施するものです。

2 統一標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

3 実施期間

10月15日（日）から10月31日（火）までの17日間

4 実施機関

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 旭川市消防本部 | (3) 上川町消防団 |
| (2) 旭川市消防団 | (4) 鷹栖町消防団 |

5 重点目標及び推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

ア 住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置義務化の周知及び警報器の普及促進並びに維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が全世帯を対象として義務化されましたが、依然として未設置世帯が存在することから、積極的な普及促進及び制度の周知を図ります。

また、新築住宅等については平成18年6月1日から設置が義務化されているため、今後の適正な維持管理及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換について防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

イ 高齢者等の安全対策に重点を置いた火災による死者発生防止対策の推進

高齢者等を中心に住宅火災による死傷者の発生を防止するため、住宅用消火器及び緊急通報システム「ホットライン119」の普及を図ります。

ウ ガスコンロによる火災の予防推進

住宅火災の原因のひとつであるガスコンロ火災の発生を防止するため、ガスコンロ火災のリスクを軽減するSiセンサーコンロの普及及びガスコンロの適正な維持管理について、防火広報紙等を活用し、周知を図ります。

(2) 乾燥時又は強風時の火災発生防止対策

ア 火災予防広報を実施します。

イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視を励行します。

ウ 火気取扱いにおける注意を徹底します。

エ 工事等における火気管理を徹底します。

(3) 放火火災予防対策の推進

放火されない環境づくりの推進

消防車両による巡回広報等を通じ、放火火災防止のポイントを呼びかけます。

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 違反のある防火対象物に対する違反指導を推進します。

イ 特定防火対象物等に対する立入検査・訓練指導を実施します。

(5) 消火器の適切な維持管理

老朽化した消火器の破裂等による事故の発生を防止するため、市内の各消防用設備業協同組合に協力を依頼し、一斉回収等を通じて適切な処分を推進します。

(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア 催しを主催する者に対して指導を実施します。

イ ガソリン等の貯蔵・取扱いについて指導を実施します。

ウ 火気器具等を使用する露店等への指導を実施します。

6 防火相談所の開設

火災予防運動の実施期間中、市内及び町内の消防署・出張所については、地域における防火・防災・救急に関する相談先及び防火講話・救急講習の実施依頼先として位置付け、各町内会、各団体等からの相談等に対応します。

【相談先】

◎南消防署	旭川市7条通10丁目	(電話) 0166-23-4649
東出張所	旭川市3条通20丁目	(電話) 0166-31-3608
豊岡出張所	旭川市豊岡3条3丁目	(電話) 0166-31-4603
神楽出張所	旭川市神楽4条7丁目	(電話) 0166-61-2251
東旭川出張所	旭川市東旭川北1条6丁目	(電話) 0166-36-1171
忠和出張所	旭川市忠和4条8丁目	(電話) 0166-63-1789
東光出張所	旭川市東光27条8丁目	(電話) 0166-33-9973

◎北消防署	旭川市大町3条5丁目	(電話) 0166-51-8138
春光出張所	旭川市末広4条1丁目	(電話) 0166-51-3823
新旭川出張所	旭川市大雪通8丁目	(電話) 0166-26-0559
永山出張所	旭川市永山2条17丁目	(電話) 0166-48-2055

◎上川消防署	上川郡上川町北町202番地	(電話) 01658-2-1040
層雲峡出張所	上川郡上川町字層雲峡39番地	(電話) 01658-5-3107

◎鷹栖消防署	上川郡鷹栖町南1条3丁目	(電話) 0166-87-2042
--------	--------------	-------------------

【火災案内電話】

消防車が火災等へ出動した際、出動した内容・場所をお知らせします。

- ・一般電話 (電話) 0180-99-1122
- ・I P 電話等 (電話) 0166-23-7119

【北海道救急医療情報案内センター】

土日、休日、夜間の当番医を御案内しています。

- ・一般電話 (電話) 0120-20-8699
- ・携帯電話 (電話) 011-221-8699

【お問い合わせ先】

- ・旭川市消防本部 予防指導課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-1123
- ・旭川市消防本部 市民安心課 旭川市7条通10丁目
(電話) 0166-25-8335

平成29年 秋の火災予防運動期間中の行事計画

行事名	期 日	場 所	対 象	内 容
消防訓練（総合演習訓練）	10月12日（木）	旭川市6条通9丁目 旭川市役所総合庁舎	旭川市役所総合庁舎自衛消防隊 旭川市消防本部 旭川市消防団	自衛消防隊の訓練を含む消防訓練を実施し、市民に防火意識の高揚を促す。
火災防ぎょ訓練	10月17日（火）	上川町層雲峡温泉 朝暘リゾートホテル	上川消防署 上川町消防団 防火対象物関係者	消防職団員の技術向上や、町民の防火意識の高揚を図るため、火災防ぎょ訓練を実施する。
防火査察	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	防火対象物	建築物の防火安全対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
防火相談所の開設	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防庁舎	地域住民	各消防署・出張所を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。
老朽化消火器の処分	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火査察の際に、消火器の適切な維持管理を指導するとともに、老朽化した消火器による人身事故の防止を図るため、適正な処分を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	防火広報紙を活用し、多数の者が集合する催しに際し火気器具を使用する場合の火災予防を周知する。
防火パトロール	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけるとともに、放火火災の抑止を図る。
火災予防に関する講話	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円	地域住民	防火対象物の関係者等から防火に関する講話依頼（救急講習等含む）があった場合に、随時対応する。
防火ポスター、防火広報紙等による広報	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円 上川町内一円 鷹栖町内一円	市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所、町内会、防火モデル地区	各事業所、町内会に防火ポスター・防火広報紙を配付し、火災予防を呼びかける。
防火看板の掲示、消防車両へのマグネットシートの貼付及び職員マークプレート着用による広報	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎・上川町役場・上川医療センター 鷹栖町消防庁舎・鷹栖町消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示し、消防職員はマークプレートを着用、一部の消防車両にマグネットシートの貼付を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。また、市職員に対して、マークプレートの着用を依頼する。
ほのぼの訪問	10月15日（日） ～10月31日（火）	市内一円	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員が対象者宅を訪問し、防火指導、防火点検及び日常生活における障害や不安の解消を図る。

行事名	期間	場所	対象	内容
市消防団員による防火広報	10月15日(日) ～10月31日(火)	市内一円	市民	各分団員が一般家庭に対して広報を実施し、地域住民に火災予防を呼びかける。
市婦人防火クラブ員による防火ポスターの配布及び巡回広報	10月15日(日) ～10月31日(火)	市内一円	地域住民	市婦人防火クラブ員が防火ポスターの配布及び巡回広報を行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火パレード	10月15日(日) ～10月31日(火)	市郊外地域 上川町内一円	上川町内における幼年消防クラブ及び各事業所 地域住民	市郊外地域及び上川町内において、防火パレードを実施し、防火意識の高揚を図るとともに、火災予防を呼びかける。
市防火管理協会及び市危険物安全協会によるマークプレートの着用	10月15日(日) ～10月31日(火)	市内物品販売店舗及び市内ガソリンスタンド	市防火管理協会及び市危険物安全協会に加入する事業所	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、買い物客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
防火ポスター入選作品展示会	10月12日(木) ～10月18日(水)	旭川市6条通14丁目 イトーヨーカドー旭川店	市内小中学校 市民	市内の小中学校の児童や生徒から防火意識の高揚を図るため防火ポスターを募集し、入賞作品を展示することで、市民の防火思想を高める。なお、各金賞作品は、ポスターにして事業所に配布する。
ちびっこ防火絵画展	10月19日(木) ～10月25日(水)	旭川市6条通14丁目 イトーヨーカドー旭川店	市幼年消防クラブ員 市民	防火絵画を描くことによって、幼年期における防火思想の素地を作るとともに、幼年消防クラブ員の絵画を展覧することで、市民の防火思想を高める。
消防防災キッズフェスタ	10月14日(土)	旭川市総合防災センター	幼年消防クラブ員 地域住民	消防・防災の体験型学習イベントを開催し、来場者への防火・防災思想の普及啓発と消防行政への理解を深める。
神楽地区防災訓練	10月15日(日)	旭川市神楽3条6丁目 神楽公民館	神楽地区市民委員会 神楽地区32町内会	消防車両(消防団車両含む。)による避難誘導訓練広報のほか、地域住民等を対象とした、避難・消火訓練、救急講習及び基礎的な防災研修を行う。
市スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	10月20日(金)	市内物品販売店舗 (スーパー)	市民	市スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシを配布し、火災予防を呼びかける。
市消防団女性分団による防火チラシの配布	10月21日(土)	買物公園	市民	買物公園において通行人にチラシを配布し、火災予防を呼びかける。